改正建築士法 附則第3条の規定による建築士事務所に所属する建築士の届出書

建築士事務所に所属する建築士について、平成26年法律第92号附則第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成	年	月	日	一級 二級 木造	建築士事務所	了 登録番号	 -					
一般社団法人			殿	建築士事務所名称								
福岡県建築士事務所協会 会長		開設者氏名又は名称								印		
				建築士	事務所所在地	(電話)						
				事業年月	度(法人の場合)	月	目	~	月	目	
(# c≑1	- 辛〕											

〔記入注意〕

- ・所属建築士となった建築士は、法22条の2に規定する定期講習の受講が必要です。設計、工事監理及び法第21条に規定する「その他業務」を行わない建築士は、必ずしも所属建築士として登録する必要はありません。
- ・全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、 この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

(所属建築士名簿)

ふりがな 氏 名	一級建築士、二 級建築士又は木 造建築士の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)	構造設計一級建 築士又は設備設 計一級建築士で ある場合にあつ ては、その旨	押担取引 放建
(備考) 別紙 有 [無 [計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建 設備設計一級建	

PAC NIN PACE I	1000	
【作成担当者】		
部署:		
氏名:		
TEL:		